

議 案 第 21 号

松戸市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和元年9月2日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

住民票、マイナンバーカード等への旧氏の記載を可能とする住民基本台帳法
施行令等の改正に併せ、印鑑登録においても旧氏の登録を可能とするため。

松戸市印鑑条例の一部を改正する条例

松戸市印鑑条例（昭和61年松戸市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「本市の」を「本市が備える」に改める。

第4条第1項中「記録」を「記載が」に改める。

第5条第2項第1号中「、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項」を「令第30条の16第1項」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第2号中「氏名」の次に「、旧氏」を加え、同条第3項中「記録」を「記載が」に改める。

第10条第3号中「、氏」の次に「（氏に変更があつた者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。